

事 務 連 絡  
令和2年11月11日

公益社団法人日本滑空協会 御担当者 殿

国土交通省航空局安全部  
運航安全課乗員政策室

国土交通大臣の判定における継続事案に係る航空身体検査証明書の  
有効期間について

日頃から、航空身体検査証明業務に関してご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

国土交通大臣の判定における継続事案（以下「継続事案」という。）については、航空身体検査証明審査会（以下「審査会」という。）の開催日が月によって異なることや郵送等の事務手続きにより、航空身体検査証明書（以下「証明書」という。）の有効期間の満了日までに新たな証明書が届かず、有効期限切れが発生する場合があります。こうした問題の改善を図るため、別添のとおり指定機関等へ運用の変更について通知し、令和2年12月の審査会から適用することとしましたので、お知らせいたします。

なお、大臣判定申請における指定機関の締め切り等詳細につきましては、直接受検される指定機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

添付資料 指定医等あて通知文書  
参考  
Q&A

本件連絡先

航空局安全部運航安全課  
乗員政策室 鈴木、太田

03-5253-8111 内線 50348、50302

航空身体検査指定医 各位  
航空身体検査指定機関実務管理者 各位  
乗員健康管理医 各位  
健康管理担当者 各位

国土交通省航空局安全部  
運航安全課乗員政策室長

## 国土交通大臣の判定における継続事案に係る航空身体検査証明書の有効期間について

日頃から、航空身体検査証明業務に関してご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

国土交通大臣の判定における継続事案（以下「継続事案」という。）については、航空身体検査証明審査会（以下「審査会」という。）の開催日が月によって異なることや郵送等の事務手続きにより、航空身体検査証明書（以下「証明書」という。）の有効期間の満了日まで新たな証明書が届かず、有効期限切れが発生する場合があります。こうした問題について改善を図るため、下記1. のとおり運用を変更し、令和2年12月の審査会から適用することとしたので、下記2. に示す留意事項に注意の上、その取扱い等に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

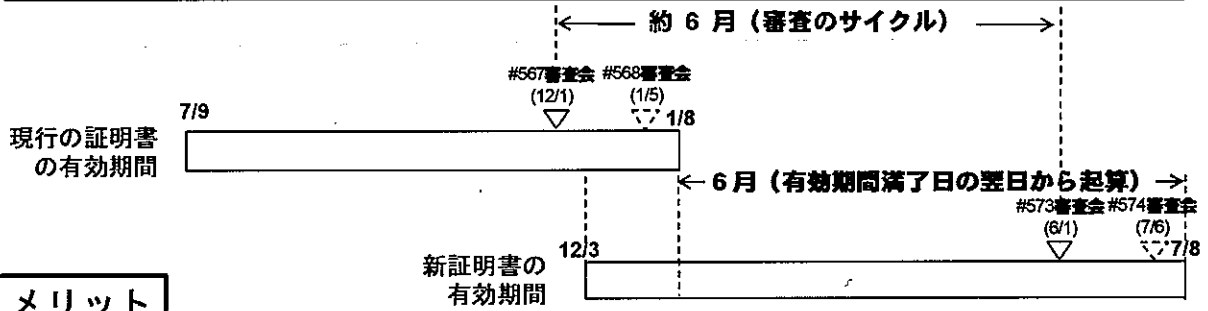
1. 継続事案に係る新たな証明書の有効期間については、現在の証明書の有効期間満了日の45日前から当該期間満了日までの間に新たな証明書を交付する場合、その交付日から、現在の証明書の有効期間満了日の翌日から起算して、審査会により指示された期間が経過する日までの期間とする。この場合において、新たな航空身体検査証明のための検査の開始日については、現在の証明書の有効期間満了日の45日以上前の日であっても差し支えない。  
(すなわち、継続事案については、現在の証明書の有効期間満了月のひとつ月前の審査会による審査を受け、国土交通大臣の判定において適合となった場合において、いわゆる45日ルールを適用することが可能である。)
2. 留意事項
  - ・本取扱いは継続事案に関するものであり、国土交通大臣の判定における新規事案及び保留事案の取扱い並びに指定航空身体検査医が行う航空身体検査証明の取扱いについては、変更無い。
  - ・継続事案の大臣判定申請については、原則として、前回申請した時期から、審査会により指示された期間が経過する時期に行うこと。（申請の間隔が審査会により指示された期間に一致するように考慮すること。）
  - ・継続事案に係る新たな航空身体検査証明のための検査（大臣判定条件で付された検査を除く）の開始日については、審査を受けようとする審査会の開催日（航空局ホームページにて周知）の45日前の日以降の日とすること。（検査データが古くなると審査に支障を来す恐れがあるため）
  - ・継続事案について、現在の証明書の有効期間満了月のふた月前の審査会による審査を受けた場合は、現在の証明書の有効期間満了日の約60日前に新たな証明書が交付されることから、本取扱いは適用されない。
  - ・特別判定指示を受けて指定医で航空身体検査証明を受けている者が、指定医の変更を希望して大臣判定申請を行う場合は、継続事案とみなして本取扱いを適用することとし、それ以外の条件の変更を希望して大臣判定申請を行う場合は、個別に航空局に確認すること。

(参考)

### 国土交通大臣の判定における継続事案に係る航空身体検査証明書の有効期間について

#### 今後の対応 (例: 有効期間が2020年7月9日～2021年1月8日の場合)

- 有効期間満了月のひと月前の審査会に申請する場合でも、現在の証明書の有効期間満了日の翌日から起算して、審査会で指示された期間が経過する日を新たな証明書の有効期間満了日とする。  
(指定医が証明書を交付する場合と同様に、規則第61条の3を適用)

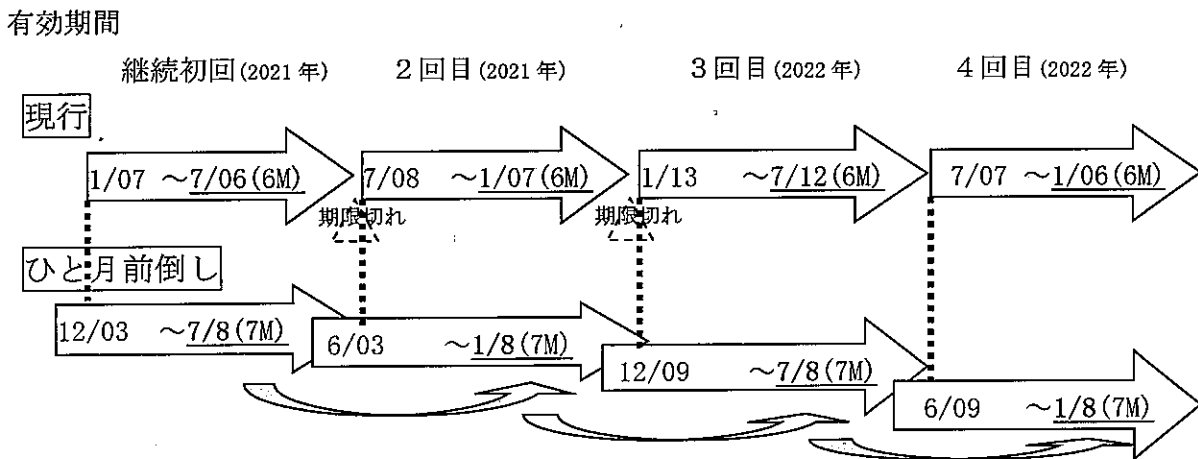


#### メリット

- 有効期限切れのリスクを回避するためにひと月早く審査会に申請する場合でも、現在の証明書の有効期間を有効に活用できる。  
(審査会の審査サイクルが、恒常的に1ヶ月延長することはない)

※国土交通大臣の判定における継続事案については、新たな証明のための検査開始日が現在の証明書有効期間満了日から45日以内でなければならないとするルールは適用しない

#### (申請時期と有効期間のイメージ)



継続事案の大臣判定申請については、原則として、前回申請した時期から、審査会により指示された期間が経過する時期に行うこと。(申請の間隔が審査会により指示された期間に一致するように考慮すること。)

継続事案に係る航空身体検査証明書の有効期間について (Q & A)

Q 証明書有効期間の満了日のどれくらい前の審査会に申請すればよいか

A これまでより、ひと月前の審査会に申請した場合、現在の証明書有効期間満了日の翌日が新たな有効期間の起算日となります。

Q これまでどおり証明書有効期間の満了日の月の審査会に申請することも可能か。

A 可能です。

Q 現在の有効期間の満了日のふた月前の審査会に申請した場合も同様の取扱いは可能か。

A 現在の有効期間の満了日の45日前から満了日までの間に新たな証明書を交付する場合にしか適用できません。(航空法施行規則第61条の3)  
従って、ふた月前の審査会に申請した場合は、新たに証明書を発行する場合と同様に、新たな証明書の交付日が有効期間の起算日となります。

Q 指定医が航空身体検査証明を行う場合も、取扱いが変わるのか

A 指定医が証明する場合は、これまでどおりで変更ありません。  
具体的には、以下の3つの条件をすべて満たす必要があります。

①航空法施行規則第61条の3の規定

現在の有効期間の満了日の45日前から満了日までの間に新たな証明書を交付する場合であること。

②新たな証明のための検査開始日が現在の証明書有効期間満了日から45日以内であること。(現在の証明書の有効期間満了日の45日前から受検が可能)

③検査開始日から、ひと月以内に検査が終わっていること。

(終わらない場合は、改めて航空身体検査を受けて頂く必要があります。)

Q 継続事案の大臣判定申請についてひと月前に行う場合、検査開始日の制約は無いのか

A これまで、継続事案に係る新たな航空身体検査証明のための検査(大臣判定条件で付された検査を除く)の開始日は、有効期間満了日の45日前の日以降の場合が大半を占めています。

大臣判定申請をひと月前倒しする場合においても、検査データが古くなると、審査に支障を来す恐れがあることから、検査開始日は審査を受けようとする審査会の開催日(航空局ホームページにて周知)の45日前の日以降の日としてください。